

牛乳アレルギー児の摂取可能食品

	通常量摂取可能な食品に○	摂取可能量に関するコメント
牛乳・乳製品	牛乳*、乳児用調製粉乳*、脱脂粉乳*	
	ヨーグルト、チーズ、生クリーム、練乳 ()	
	バター	
牛乳・乳製品を含む料理、菓子	ホワイトソース、クリームシチュー、カレー ババロア、プリン、アイスクリーム、ムース ()	
	ケーキ類、クッキー類、卵ボーロ、パン ()	
牛乳・乳製品を含む加工食品	ソーセージ、ハム、ベーコン マーガリン、〔乳成分入り〕調製豆乳 ()	
	乳糖を含むインスタント調味料	

*牛乳アレルギー除去調製粉乳（アレルギー用ミルク）による代替
必要（商品名_____）、不必要

小麦アレルギー児の摂取可能食品

	通常量摂取可能な食品に○	摂取可能量に関するコメント
小麦の主食	うどん、ソーメン、パスタ、中華麺、パン ()	
小麦を主原料としたもの	餃子・シュウマイの皮、マカロニ ケーキ類、クッキー類 ()	
調理に用いる小麦	天ぷら、フライ、ムニエルなどの衣 ()	
小麦を含む加工食品	ルー、練り製品などのつなぎ ()	
	醤油	

大豆アレルギー児の摂取可能食品

	通常量摂取可能食品に○	摂取可能量に関するコメント
大豆	大豆、枝豆 ()	
大豆製品	豆乳、湯葉、きな粉、おから、豆腐、油揚げ 納豆 ()	
	味噌、醤油	

園で使用しないものは二重線で削除し、指示が必要な食品は（ ）内に記載して下さい。

○食物アレルギーに関する診断書・指示書の書き方

〔食物アレルギー児における食品除去のための診断書〕

できるだけ記入をしやすいするために、食品除去の根拠、症状、誤食時の対応については、当てはまる記述を○で囲むか複数の選択肢より選ぶようにしました。「乳児期発症の食物アレルギーの関与するアトピー性皮膚炎」の場合には、「その他」の（ ）内に「アトピー性皮膚炎」または「AD」と略してお書きください。

診断書の記入は年に1回を原則とし、年度内に摂取可能食品が増えた場合には、食物アレルギー食事指示書（変更届）に記入していただくようにしました。

〔摂取可能食品〕

卵、牛乳、小麦、大豆に関しては食品除去が必要な場合でも摂取可能な食品があれば該当する食品を○で囲み、摂取量に関する指示があればご記入ください。

摂取可能食品が増えた場合には、摂取可能食品を○で囲み、「変更届」にも記載をお願いします。

〔食物アレルギー食事指示書（変更届）〕

受診記録簿を兼ねていますので、受診されたときに毎回、記入をお願いします。摂取食品に関する指示に変更がない場合には、「変化なし」を○で囲み、次回受診予定日を記入してください。摂取可能な食品の種類や量が増えた場合には「変化の内容」を記入し、同時に「摂取可能食品」の一覧表の該当食品を○で囲んでください。

○園へのお願い

園における食品除去を実施するための診断書記載は多くても年に1回とし、同じ年度の変更は食物アレルギー食事指示書（変更届）で対応をお願いいたします。

園での食品除去は完全除去を原則としますが、実情を考慮し、卵、牛乳、小麦、大豆に関しては具体的な食品をあげて、摂取可能な食品を○で囲むようにしました。新たに摂取可能な食品が増えた場合には○で囲まれた食品が増えることになります。園の給食では出ることがないと考えられる食品があれば、あらかじめ二重線で消し、指示を希望する食品があれば（ ）内に記入して、保護者にお渡し下さい。

変更届は受診記録をかねており、長期間にわたり医療機関を離れて漫然と食品除去を続けることのないようにするためのものですのでご協力をお願い申し上げます。

「食物アレルギー児における食品除去のための診断書」「食物アレルギー食事指示書（変更届）」の用紙が必要な方は、京都府医師会地域医療1課までご連絡ください。

京都府医師会地域医療1課
〒604-8585 京都市中京区西ノ京梅尾町3-14
TEL 075-354-6109 FAX 075-354-6097